【お願い】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 事前にインターネットまたは書面 (郵送) に より議決権を行使いただき、当日のご来場を お控えいただきますようお願い申し上げま す。

この趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

【ライブ配信のご案内】

インターネットで株主総会の模様を映像と音声でライブ配信します。

具体的な視聴方法につきましては、本招集ご 通知6頁から7頁に記載の「インターネット によるライブ配信のご案内」をご参照くださ い。

株式合社 日 新

証券コード:9066

第113期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月23日 (木曜日) 開会 午前10時

開催場所

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9階 横浜シンポジア

目次

■ 第113期定時株主総会招集ご通知								
■株主総会参考書類	8							
第1号議案 定款一部変更の件								
第2号議案 取締役(監査等委員であるもの								
を除く。)7名選任の件								
■ 事業報告	6							
■連結計算書類3	9							
■計算書類 4	2							
■ 監査報告書4	5							
■ 株主通信 (ご参考) 5	(

株主各位

横浜市中区尾上町6丁目81番地

株式会社 日 新

代表取締役社長 筒 井 雅 洋

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を可能な限りお控えいただき、電磁的方法(インターネット等)または書面による議決権行使を行っていただきますようご推奨申止上げます。 し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日(水曜日)午後5時45分までにインターネットウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)より議決権をご行使くださるか、または2022年6月22日(水曜日)午後5時45分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、<u>株主総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。</u>具体的な視聴方法につきましては、本招集ご通知6頁から7頁をご参照ください。ライブ配信では、議決権のご行使およびご意見・ご質問等を承ることはできませんが、ご理解をお願い申し上げます。

敬具

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。そのため、当日ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

- **1. 日** 時 2022年6月23日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 9 階 横浜シンポジア
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
- 1. 第113期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類なら びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第113期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 7名選任の件

4. 議決権の行使について

インターネット等による方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.nissin-tw.com/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の 一部であります。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nissin-tw.com/)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(https://www.nissin-tw.com/)でお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

当社**議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)** にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。



行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時45分送信分まで

システム等に関する お問い合わせ 三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部

50 0120-173-027 (受付時間:午前9時~午後9時)



書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)午後5時45分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

- ■インターネットと書面を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
- インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。
- ■代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、**当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年6月22日 (水曜日) 午後5時45分送信分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。



同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログイン用QRコード」を読み取りいただくこ とで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は 1回に限ります。

> 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

●2回目以降のログインの場合

●QRコードでログインができない場合

次頁へ

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

https://evote.tr.mufg.jp/

三菱UFJ信託銀行 ームページ 編用紙等のご請求)	株主総会に関するお手続きサイトへようこそ (株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部					
(用紙等のご請求)	本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本 サイト利用ガイド」をご覧ください。					
	本サイト利用規定					
	本サイト利用ガイド					
合せ先 U.E.I作料銀行	上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。					
IUFJ信託銀行 H代行部 主総会に関する	なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・点挟のため取扱いを休止させていったぎますことをあらかじめこ了承ください。					

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された 「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインD、バスワードをこ入力のうえ、「ログインJを選択してください。 (4桁区切りで入力して(ださい) ログインID (半角)	
バスワード または仮バスワード (半角)	ログイン
パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。	パスケード変更
入力して「ログイン」をクリック	

3 パスワードを変更する

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」 「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力 新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

現在のバスワード 新しいバスワード 新しいバスワード(確認用)	(半角) (半角) (半角)	送價
くご注意ください> 新しいバスワードは8文字以上12文字以内で、3種類を全て今めて半角で入力してください。	、英字、数字、記号の	
「送信」をク	リック	

以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

【ご注意事項】

- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金等) は、株主さまのご 負担となります。

インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日(水曜日)午後5時45分送信分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権の行使システム等に 関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (通話料無料)

(受付時間 午前9時~午後9時)

インターネットによるライブ配信のご案内

当日株主総会会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

1. ライブ配信日時

2022年6月23日(木)午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能です。

2. 株主様専用サイトへアクセス

- (1) 議決権行使書裏面に記載の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下、本サイト)へアクセスのうえ、ご利用ください。
- (2) スマートフォン等によりQRコードを読み込んでいただくと、ログインIDとパスワードの入力を省略してログインすることができます。
- (3) スマートフォン等をご利用されない場合は、https://engagement-portal.tr.mufg.jp/にアクセスいただき、議決権行使書の裏面に記載されているログインIDとパスワードをご入力いただくことでログインすることも可能です。

<<株主様認証画面(ログイン画面)>>

<<同封の議決権行使書裏面 (イメージ)>>





*Internet Explorer (インターネット エクスプローラー) はご利用いただけませんのでご注意ください

3. ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に本サイトへログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。



4. ご留意事項

- ①インターネット参加によりライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ②議決権行使は行使期限にご留意いただき、インターネット投票や議決権行使書の郵送、または委任状等で代理権を授与する代理人(議決権を有する当社株主に限る)による当日のご出席をお願いいたします。
- ③インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等による ご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- ④ライブ配信の撮影、録画、録音、保存は固くお断りいたします。
- ⑤当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、 やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ⑥やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。その場合は本サイトによりお知らせいたします。
- ⑦ご使用の端末(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や 音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ⑧ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

本サイトに 関するお問合せ 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)ただし、株主総会当日は午前9時~株主総会終了まで

ご参考

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	< 削 除 >
会参考書類、事業報告、計算書類および連結 計算書類に記載または表示をすべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす	
<u>ことができる。</u>	

現行定款	変更案
< 新 設 >	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第106期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。 < 新 設 >	附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第1条 第106期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。 (電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 7名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。以下、本議案について同じ。)全員(6名)は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について、指名報酬委員会における議論を踏まえ、各候補者の資質および取締役会の構成等の観点から検討を行った結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任であると判断しているとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

) jo

つい まさひろ

所有する当社株式の数

再任

汗 (1953年2月25日生)

54.651株



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4 月 大阪商船三井船舶㈱入社

1986年 7 月 当社入社

1993年6月 当社取締役

2001年4月 当社常務取締役

2005年 6 月 当社専務取締役

2007年6月 当社代表取締役副社長

2008年6月 当社代表取締役社長業務執行責任者

2019年6月 横浜航空貨物ターミナル㈱代表取締役社長(現在)

2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在)

■取締役候補者とした理由

代表取締役社長として当社グループのグローバル化を推進しております。これまでの業務執行責任者としての経験と実績を、当社グループの持続的企業価値向上に活かすため、取締役候補者といたしました。

わた なべ **淳一郎** (1956年5月30日生)

じゅんいちろう

所有する当社株式の数

再仟

9.964株



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 ㈱三和銀行入行

2009年11月 当社入社

2010年6月 当社執行役員

2012年6月 当社取締役執行役員

2012年10月 当社取締役常務執行役員

2016年 4 月 当社取締役専務執行役員

2020年4月 当社社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当(現在)

2020年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在)

■取締役候補者とした理由

営業部門や企画、管理部門の責任者として経営に携わり、営業本部長、社長補佐として当社グループの収 益力向上に取り組んでおります。金融業界に関する知見と、これまでの当社における営業本部長としての実 績をさらに高めるべく、取締役候補者といたしました。

まさ たか つつ い 筒井

昌隆 (1967年10月10日生) 所有する当社株式の数

42.919株

再仟



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 当社入社

2011年 4 月 当社人事部長

2013年 4 月 当社執行役員

2014年6月 当社取締役執行役員

2016年 4 月 当社取締役常務執行役員

2020年 4 月 当社取締役専務執行役員(現在)

2020年 4 月 当社事業本部長 (現在)

■取締役候補者とした理由

通関部門や人事部門を中心に豊富な経験と知見を有し、通関業務のグローバル化への対応や人材育成の確 保にも努めております。これまでの管理、営業部門に関する経験と、通関業務に関する見識を活かし、事業 部門の収益拡大を図るべく、取締役候補者といたしました。

4

とりま せいじ

(1954年7月4日生)

所有する当社株式の数

7.565株

再仟



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 当 入 计

2006年 4 月 香港日新社長

2009年4月 当社中国事業部長

2012年 6 月 当社執行役員

2015年 4 月 当社常務執行役員

2015年 4 月 当社関西支社長

2017年 6 月 当社取締役常務執行役員(現在)

2022年 4 月 当社特命担当(業務高度化、旅行事業)、兼化学品営業第一部、 化学品営業第二部、ビジネスソリューション営業部、複合輸送 営業部、グローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部管

掌 (現在)

■取締役候補者とした理由

国内外で国際物流業務に携わり、中国における子会社マネジメントや豊富な実務経験を有しております。これら経験を活かし、さらなる営業拡大や特命事項として業務高度化の推進、旅行事業の強化等を図るべく、取締役候補者といたしました。

5

所有する当社株式の数

6.925株

新仟



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社

2013年 4月 当社経営企画部長

2015年 4 月 当社人事部長

(1961年6月10日生)

2016年 4 月 当社執行役員

2020年 4 月 当社常務執行役員 (現在)

2022年 4 月 当社管理本部長(AEO統括室、経営企画部、業務管理室、経 理部、総務部、法務コンプライアンス室、人事部、安全環境管

理部、情報システム部担当) (現在)

■取締役候補者とした理由

企画部門や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有し、管理本部長として経営基盤の強化に努めております。これまでの経験と見識を活かし、さらなる経営基盤の強化を図るべく、取締役候補者といたしました。

6

さくらい てつお 哲男

所有する当社株式の数 (1961年11月8日生)

1.865株

新仟



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 当 计入 计

2014年 4 月 当社総合営業第一部長

2017年 4 月 当社執行役員

2020年 4 月 当社常務執行役員(現在)

2022年4月 当社モビリティ営業部、航空事業部担当(現在)

■取締役候補者とした理由

豊富な海外勤務の実績と航空・海上部門を中心に当社国際物流分野における幅広い経験と知見を有してお り、自動車関連物流の拡大に取り組んでおります。これまでの国際物流分野における経験を活かし、さらな る事業拡大を図るべく、取締役候補者といたしました。

すすむ ふじ もと 進

(1948年12月5日生)

所有する当社株式の数

1.600株

再仟

补外取締役 独立役員



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4 月 大蔵省入省

1992年6月 アジア開発銀行理事

1998年 6 月 横浜税関長

2007年6月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱取締役

2008年4月 三井住友海上火災保険㈱取締役常務執行役員

2014年 4 月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱取締役

副計長執行役員

2014年 4 月 三井住友海上火災保険㈱副社長執行役員

2016年4月 ㈱インターリスク総研取締役会長

2018年10月 当社顧問

2019年 4 月 ㈱東海東京調査センター取締役会長 (現在)

2019年6月 当計取締役 (現在)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本進氏は、長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、社外取締役 候補者といたしました。同氏には、独立した立場から、これら経験と見識を活かした意見、助言を期待して おります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 筒井雅洋氏は2019年6月より、横浜航空貨物ターミナル㈱の代表取締役を務めております。横浜航空貨物ターミナル㈱と当社との間には、航空貨物上屋業務等の取引があり、その支払額は年額37百万円となっております。
 - 3. 藤本進氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本進氏を東京証券取引所に対し、独立役員として居は出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。 4. 藤本進氏は現在当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって3年と
 - なります。
 5. 藤本進氏は2016年6月まで、MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱の取締役を務めておりました。MS&ADインシュアランスグループと当社との間には、海上保険等の取引がありますが、その金額は軽微であります。
 - 6. 藤本進氏は2019年6月まで当社顧問を務めておりましたが、当社・当社子会社の業務執行を行った ことはなく、同氏の有する経験・見識に基づく経営への助言をいただくことを目的としたものであ ります。
 - 7. 藤本進氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当社は、本総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の28ページに記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2023年2月に同程度の内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の当社取締役の専門性と知識・経験は以下のとおりとなります。

									専門性と知	日識・経験			
氏名	地位	属性	企業経営	営業・事業戦略	財務・会計	グローバル	行 政 ・ 研究機関	人 事 · 労 務 · 人材開発	法 務・コンプライアンス	ΙΤ			
筒井 雅洋	代表取締役社長 社長執行役員	_	•	•		•		•	•				
渡邊 淳一郎	代表取締役 専務執行役員	_	•	•		•							
筒井 昌隆	取 締 役 専務執行役員	_		•				•					
鳥尾 省治	取 締 役 常務執行役員	_	•	•		•							
桒原 智	取 締 役 常務執行役員	_				•		•	•	•			
桜井 哲男	取 締 役 常務執行役員	_		•		•							
藤本進	取締役	社外・ 独 立	•			•	•						
藤根剛	取締役(監査等委員)	社外・ 独 立	•		•				•				
増田 文彦	取締役(監査等委員)	社外・ 独 立	•				•		•				
小粥 純子	取締役(監査等委員)	社外・ 独 立			•	•	•		•				

[※] 上記一覧表は、各人の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

(添付書類) 事業報。

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス対策の進展や行動制限の緩和に伴う経済活動の回復により、総じて持ち直しの傾向にありましたが、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の上昇やインフレの進行等、先行きの不透明感が高まりました。わが国においても、企業の景況感に一部改善傾向は見られたものの、力強さに欠け本格的な回復には至りませんでした。

このような状況下、当社グループにおいては、第6次中期経営計画最終年度にあたり、自動車関連、化学品・危険品、食品物流の重点3分野へ注力し、海上、航空ともに旺盛な貨物需要に対応したほか、スペース不足や港湾混雑の中、専門性を活かしたサービスの提供等により好調な取扱いが継続しました。旅行事業においては、厳しい経営環境が続く中、経費削減施策を進めた結果、営業損失額は大幅に改善しました。

これらの結果、当期における売上高は前期比23.6%増の192,699百万円、営業利益は前期 比248.4%増の9,098百万円、経常利益は前期比130.0%増の9,859百万円となり、親会社株 主に帰属する当期純利益は前期比217.1%増の6,365百万円となりました。

①物流事業

[日本]

航空輸出では自動車関連貨物をはじめ電子部品や化学品、半導体関連貨物等の取扱いが好調に推移し、輸入では、食品、園芸関連等が堅調でした。海上輸出では化学品が堅調に推移し、輸入については食品や家電製品等の取扱いが底堅く推移しました。

[アジア]

自動車関連貨物の取扱いはアジア全域で好調に推移しました。タイでは二輪車の欧米向け海上輸出が収益に貢献したほか、プロキュアメント力の強化により海上、航空ともに輸出物量が増加しました。ベトナムでは中国向け電子部品の航空輸出および米国向け家雷製品の海上輸出が順調でした。

[中国]

香港では家電製品、電子部品の航空輸出の好調が続きました。海上輸出においては本船の運行遅延等が発生する中、輸送スペースの確保に努め北米向け家電製品をはじめ取扱いが増加しました。上海では航空輸出入貨物の取扱いが堅調に推移しました。

[米州]

米国では海上コンテナ不足や港湾混雑による海上輸入貨物の国内代替輸送の継続が大きく収益に貢献しました。自動車関連貨物は航空輸送が輸出入ともに好調に推移し、食品関連では航空輸出の取扱いが増加しました。また、10月には米国テネシー州に自動車関連貨物の新倉庫を開設しました。

[欧州]

ドイツでは家電製品の倉庫保管・域内配送業務が引き続き堅調でした。ベルギーでは 自動車関連貨物の堅調な取扱いに加え、食品および医薬品関連の航空輸出も好調でし た。ポーランドでは倉庫保管、域内配送業務の取扱いが増加しました。オーストリアに おいてはチャーター機を使った中国からのコロナ検査キットの航空輸入が収益に寄与し ました。

これらの結果、売上高は前期比25.5%増の188,961百万円、セグメント利益(営業利益)は前期比125.8%増の9,372百万円となりました。

②旅行事業

国内旅行については若干の取扱い増加が見られたものの、海外業務渡航においては取扱人数の本格的な回復には至りませんでした。経費削減施策については計画通り進捗いたしました。

— 17 **—**

この結果、売上高は前期比39.8%減の2,535百万円、セグメント損失(営業損失)は 1.053百万円(前期セグメント損失(営業損失)2.315百万円)となりました。

③不動産事業

昨年9月の緊急事態宣言の解除後に観光客の増加による駐車場収入が増加しましたが、 賃貸物件の家賃収入は減少しました。

この結果、売上高は前期比6.2%増の1,609百万円、セグメント利益(営業利益)は前期比1.5%減の765百万円となりました。

事業別の売上高および営業利益

(単位:百万円)

			売」	高			営業	利益	
区	分	当 期	前期	当 期 構成比	前期比 増減率	当期	前期	当 期 構成比	前期比 増減率
物流	事業	188,961	150,565	98.1%	25.5%	9,372	4,149	103.0%	125.8%
旅行	事業	2,535	4,213	1.3%	△39.8%	△1,053	△2,315	△11.6%	_
不動產	童 事 業	1,609	1,516	0.8%	6.2%	765	776	8.4%	△1.5%
報告セグ	`メント計	193,107	156,295	100.2%	_	9,084	2,611	99.8%	_
調整	額計	△407	△379	△0.2%	_	14	0	0.2%	_
合	計	192,699	155,915	100.0%	23.6%	9,098	2,611	100.0%	248.4%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、土地取得、新倉庫建設など5,359百万円であり、設備投資資金は、自己資金および借入金を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、地政学リスクの高まりによる資源価格の高騰や、新型コロナウイルスの新たな変異株の影響等、世界経済の先行き不透明な状況は継続するものと見込んでおります。

このような状況下、当社グループは、新領域事業への挑戦とコア事業の深耕化を図るととも

に、ESG経営に取り組むことで、グローバル・ロジスティクス・プロバイダーとしてさらなる 進化を目指してまいります。

本年4月にスタートした第7次中期経営計画(2022年4月~2027年3月)では、事業環境の変化に的確に対応し、経営基盤を確実に強化していくために、2つのフェーズに分けて進めることといたしました。

フェーズ1では、中長期的な視野で新しい社会に対応していくために、「DXの推進」、「ESG 経営の推進」、「事業ポートフォリオ戦略の推進」の3点に重点を置き、中長期的な目標設定、計画策定、体制整備を進め、事業基盤・経営基盤を強化いたします。

フェーズ2では、フェーズ1で構築した事業基盤・経営基盤を活用し、企業価値を高める新しい施策を実行してまいります。これまで培ってきたグローバル・ロジスティクス・プロバイダーとしてのサービス提供に加え、産業ごとの構造変化に合わせたサービスを提供、さらに新領域事業として、従来とは異なる発想によって生み出す新たな物流関連事業にも挑戦し、企業価値を高めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

X		分	第110期 (2019年3月期)	第111期 (2020年3月期)	第112期 (2021年3月期)	第113期(当期) (2022年3月期)	
売	上	盲	218,040 百万円	197,387 百万円	155,915 百万円	192,699 百万円	
経	常利	益	6,584 百万円	4,114 百万円	4,287 百万円	9,859 百万円	
	社株主に 当期純		4,426 百万円	4,426 百万円 2,705 百万円 2,007 百万円			
1株当	áたり当期	純利益	223円95銭	137円13銭	103円55銭	329円61銭	
総	資	産	120,516 百万円	118,678 百万円	132,973 百万円	144,898 百万円	
純	資	産	62,070 百万円	60,437 百万円	65,848 百万円	74,406 百万円	

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率 (間接所有分)	主要な事業内容
株式会社北海道日新	95百万円	100%	貨物自動車運送業、倉庫業
日 新 産 業 株 式 会 社	50百万円	100%	構內作業
株式会社九州日新	450百万円	100%	倉庫業、貨物自動車運送業
鶴見倉庫株式会社	40 百万円	100%	倉庫業、港湾荷役事業
日新航空サービス株式会社	450百万円	96 %	旅行業
板橋運送株式会社	80百万円	67.56 %	貨物自動車運送業、不動産業
京浜不動産株式会社	100百万円	94.20 %	不動産業
NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC. (米国日新)	350万米ドル	100%	利用運送業、倉庫業、通関業
NISSIN (U.K.) LTD. (英国日新)	380 万英ポンド	99.97 (0.03) [%]	利用運送業、倉庫業
NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ日新)	235万ユーロ	100%	利用運送業、倉庫業、通関業
日新運輸倉庫(香港)有限公司 (香港日新)	730 万香港ドル	100 %	利用運送業、倉庫業
上海高信国際物流有限公司 (上海高信)	5,450万人民元	25 _% (55)	利用運送業、倉庫業
SIAM NISTRANS CO., LTD. (タイ日新)	2,500万タイパーツ	49 %	利用運送業、通関業
NISSIN LOGISTICS (VN) CO., LTD. (ベトナム日新)	50万米ドル	71 %	利用運送業、倉庫業、通関業
日日新国際物流有限公司	7,000万人民元	0 (100) [%]	利用運送業、倉庫業

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記記載の重要な子会社を含む56社であり、持分法適用会社は5社であります。 当期の連結売上高は192,699百万円(前期比23.6%増)となり、連結営業利益は9,098百万円(前 期比248.4%増)、連結経常利益は9,859百万円(前期比130.0%増)、親会社株主に帰属する当期純 利益は6,365百万円(前期比217.1%増)となりました。
 - 2. 2022年1月21日に日日新国際物流有限公司を設立しました。同社の出資比率は日新運輸倉庫(香港)有限公司100%であります。

(6) 主要な事業内容

① 物流事業 国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾運送、自動車

運送、倉庫、構内作業 他

② 旅行事業 旅行業 他

③ 不動産事業 不動産の賃貸 他

(7) 本店および支店

① 当社の本店および支店

本 店 横浜市中区尾上町6丁目81番地

支店東京本社(東京都千代田区)、大阪事務所(大阪市中央区)

② 重要な子会社の本店

株式会社北海道日新 (北海道札幌市)

日新産業株式会社(神奈川県横浜市)

株式会社九州日新 (福岡県福岡市)

鶴見倉庫株式会社(神奈川県横浜市)

日新航空サービス株式会社(東京都中野区)

板橋運送株式会社 (東京都板橋区)

京浜不動産株式会社(神奈川県横浜市)

NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A.,INC. (米国)

NISSIN (U.K.) LTD. (英国)

NISSIN TRANSPORT GmbH (ドイツ)

日新運輸倉庫(香港)有限公司(香港)

上海高信国際物流有限公司(中国)

SIAM NISTRANS CO., LTD. (タイ)

NISSIN LOGISTICS (VN) CO., LTD. (ベトナム)

日日新国際物流有限公司(中国)

監査報告

(8) 従業員の状況

	事業	別の図	区分		従 業 員 数	前期比				
物	流	事業		業	5,685 名	+224 名				
旅	行		事業		事業		事業		217	△179
不	動	産 事		業	18	+7				
合				計	5,920	+52				

(9) 主要な借入先の状況

				借	入	先					借入額
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	6,393 百万円
株	式		会	社		横	浜		銀	行	5,445
株	式	会	社	Ξ		井	住	友	銀	行	4,090

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式総数 20,272,769株

(うち自己株式 446,378株)

(3) 株 主 数 4,665名

(4) 大 株 主

				株 🗎	E 名					持 株 数		持株比率	
⊟z	トマス	タート	トラス	くト信託	迁銀行	株式	会社	(信託)	2,065	千株	10.41	%	
株	式会	社 日	本力	コスト	ディ	3銀1	亍 (1	信託!	□)	986		4.97	
株	式	会	社	三菱	更 U	F	J	銀	行	986		4.97	
株	株 式 会 社 横 浜 銀 行					行	978		4.93				
\Box	新	Ī	商	事	株	Ī	t	会	社	890		4.48	
$ $ \square	本	生	命	保	険	相	互	会	社	735		3.70	
	日 新 社 員 持 株 会						1	侏	703		3.54		
株	式	会	社	\equiv	井	住	友	銀	行	649		3.27	
日 新 共 栄 会							531		2.68				
INT	ERAC	TIVE	BRC	OKERS	LLC				445		2.24		

(注) 持株比率は自己株式(446.378株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式の種類および数	交付対象者数	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	当社普通株式 11,656 株 (-)	5 (-)	名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	当社普通株式 - (-)	- (-)	

- (注) 1. 株式報酬の内容につきましては、4 (4) ④取締役(監査等委員であるものを除く。) の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
 - 2. 上記のほか、取締役を兼務しない常務執行役員4名に対して譲渡制限付株式6,660株を付与しております。

計算書類

(6) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

- 3. 会社の新株予約権等に関する事項
 - (1) 新株予約権の状況 該当事項はありません。
 - (2) **当事業年度中の新株予約権交付の状況** 該当事項はありません。
 - (3) その他新株予約権に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長社長社長 執行役員	筒井雅洋	横浜航空貨物ターミナル株式会社代表取締役社長
代表取締役 專務執行役員	渡邊淳一郎	社長補佐、営業本部長、兼事業本部担当
取 締 役 専務執行役員	筒井昌隆	事業本部長
取 締 役 常務執行役員	石山知直	A E O統括室、経営企画部、業務管理室、経理部、関係会社管理室担当
取 締 役 常務執行役員	鳥尾省治	特命担当 (業務高度化、旅行事業)、兼総合営業第三部、ビジネスソリューション営業部、国際営業第一部、国際営業第二部、国際営業第三部管掌
取 締 役	藤本進	株式会社東海東京調査センター取締役会長
取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	藤 根 剛	日新航空サービス株式会社監査役、日中平和観光株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	増 田 文 彦	神奈川臨海通運株式会社取締役相談役
取 締 役(監査等委員)	小粥純子	公認会計士・税理士、東北大学会計大学院教授、日本 調理機株式会社取締役監査等委員(社外取締役)、大和 ハウスリート投資法人監督役員、株式会社セレス取締 役監査等委員(社外取締役)

- (注) 1. 藤本進氏、藤根剛氏、増田文彦氏および小粥純子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、 独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部監査部門等との連携強化を目的に、藤根剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 3. 監査等委員である藤根剛氏は中小企業診断士の資格を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員である小粥純子氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 日新航空サービス株式会社、日中平和観光株式会社は当社の子会社であります。
 - 6. 横浜航空貨物ターミナル株式会社、株式会社東海東京調査センター、神奈川臨海通運株式会社、東北大学会計大学院、日本調理機株式会社、大和ハウスリート投資法人、株式会社セレスと当社との間には特別の関係はありません。
 - 7. 2021年6月23日開催の定時株主総会において、新たに小粥純子氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
 - 8. 2021年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役枡田建二郎氏、中込利嘉氏、取締役(監査等委員)小林貞雄氏は任期満了により退任いたしました。

9. 2022年4月1日付にて、取締役の地位・担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役常務執行役員	鳥尾省治	特命担当 (業務高度化、旅行事業)、兼化学品営業第一部、化学品営業第二部、ビジネスソリューション営業部、複合輸送営業部、グローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部管掌
取締役	石山知直	特命担当、兼日新航空サービス株式会社顧問

(ご参考) 当社の執行役員

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

(2022年4月1日現在)

	地	1	Ϋ́			氏	名		担当および重要な兼職の状況
常	務執	1 行	役	員	中	込	利	嘉	欧州統轄、兼米州本部、欧州本部担当、兼オーストリア日新社長、兼フランス日新社長
常	務執	1 行	役	員	中	嶋	粹	芳	関西支社長
常	務執	1 行	役	員	桒	原		智	管理本部長(AE〇統括室、経営企画部、業務管理室、 経理部、総務部、法務コンプライアンス室、人事部、 安全環境管理部、情報システム部担当)
常	務執	1 行	役	員	桜	井	哲	男	モビリティ営業部、航空事業部担当
常	務執	1 行	役	員	峯		茂	樹	海運・港運事業部長、兼車両事業部、関東倉庫事業部 担当、兼通関部管掌
執	行	役	-	員	梅	本	進	_	車両事業部長、兼通関部担当
執	行	役	į.	員	章		征	栄	中国統轄
執	行	役	į.	員	木	村	玉	雄	事業戦略部長
執	行	役	į.	員	稲	勝	志員	長	関西支社長補佐
執	行	役	į.	員	珍	\blacksquare	\blacksquare	_	アジア統轄、兼タイ日新社長
執	行	役	Ž	員	Ш	\blacksquare	哲	稔	化学品営業第二部長、兼化学品営業第一部担当
執	行	役	Į.	員	大久	ス保	忠	行	関東倉庫事業部長
執	行	役	2	員	不	破		淳	米国日新社長
執	行	役	Į.	員	北	Ш	義	剛	電機・電子営業部長
執	行	役	Ę	員	森	Ш	哲	也	海外事業部長、兼アジア本部、中国本部担当
執	行	役	Ž	員	清	水	俊	孝	ビジネスソリューション営業部、複合輸送営業部、グ ローバルロジスティクス営業部、食品物流営業部担当
執	行	役	į.	員	小八	林	健	文	人事部長、兼安全環境管理部担当
執	行	役	Ž	員	生	Ш	博	_	航空事業部長、兼東京航空第一部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である藤本進氏、藤根剛氏、増田文彦氏および小粥純子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害 (法律上の損害賠償金および争訟費用等)について補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事中がございます。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	支給総額
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	8名 (1名)	154百万円 (7百万円)	68百万円 (-)	13百万円 (-)	236百万円 (7百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (4名)	35百万円 (35百万円)	_ (-)	(-)	35百万円 (35百万円)

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く。)の報酬額の総額には、当期の業績に基づき2022年度に支給される見込みの賞与を含めております。
 - 2. 2015年6月24日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は年額360百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬額とは別枠として、2021年6月23日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役および監査等委員を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 上記の非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。報酬の内容につきましては、4 (4) ④取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況につきましては、2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

②業績連動報酬等に関する事項

事業年度毎の会社業績向上に対する意識を高めるため、業績連動報酬として取締役(社 外取締役および監査等委員を除く。)に対し賞与を支給しております。

賞与額算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当社連結業績における営業利益等から算出したEBITDAとしております。

業績指標としてEBITDAを選定した理由は、会計基準や設備投資の多寡等に左右されず、当社事業そのものの利益およびキャッシュフローの水準を判断することができるためです。

賞与支給額の算定方法は、過去の業績実績に基づくEBITDAを基準とし、その基準値に対する、前事業年度におけるEBITDAの達成比率に応じて算定された額を賞与として、毎年一定の時期に支給することとしております。

③非金銭報酬等に関する事項

当社は、当社取締役(社外取締役および監査等委員であるものを除く。)および取締役を兼務しない執行役員に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月23日開催の第112期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額50百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。なお、その交付状況は2(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

④取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に 関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めており、その概要は以下のとおりであります。

イ) 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。)の報酬は、 固定報酬としての基本報酬と、業績向上への貢献意欲を高めるための変動報酬として の賞与および譲渡制限付株式報酬で構成する。

これらの報酬の比率は、目指す水準として、凡そ基本報酬7:変動報酬としての賞 与2:株式報酬1とする。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

口) 取締役の報酬の決定

- 1) 基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、外部調査機関の経営者報酬調査データ等を参考に作成された原案を、社外取締役が過半数を占め、かつ社外取締役が委員長である指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重のうえ、決定する。
- 2) 賞与については、支給額は、あらかじめ定める連結業績指標に応じた支給基準に基づき、業績達成度合いに応じて、基本月額報酬の0~6ヶ月分の範囲で変動するものとし、一定の時期に支給する。算定された賞与総額および各取締役への配分案について指名報酬委員会で審議した後、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を尊重のうえ、決定する。
- 3) 非金銭報酬等は株式報酬とし、当社の持続的な成長を図るための中長期的なインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与する。

ハ)決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系を構築すべく、決定方針の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年5月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

二)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると 取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役(監査等委員であるものを除く。) および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額360百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は10名です。

また、当該報酬額とは別枠として、2021年6月23日開催の定時株主総会において、取

締役(社外取締役および監査等委員を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は6名(うち社外取締役1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第106期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長社長執行役員筒井雅洋が 取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており ます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の配分でありま す。

これらの権限を委任した理由は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は指名報酬委員会へ原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申を尊重のうえ、決定しなければならないこと等の措置を講じているからであります。

ご参考

(5) 社外役員に関する事項

地位	氏	名	主 な 活 動 状 況				
16 M	14	10	期待される役割に対して行った職務の概要				
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。				
取締役	藤本	進	藤本進氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる行政官および企業経営者としての豊富な経験と高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。				
The left (D.			当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。				
取 締 役 (監査等委員)	藤根	剛	藤根剛氏には、当社の指名報酬委員会の委員長に就任いただいております。銀行や企業経営者としての豊富な経験と高い見識や、財務に関する知見を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。				
			当期開催の取締役会17回の全てに出席、また、当期開催の監査等委員会10回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。				
取締役(監査等委員)	増田	文 彦	増田文彦氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。長年にわたる港湾行政における豊富な経験と経営に関する高い見識を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。				
The late of			2021年6月23日就任以降開催された取締役会13回 および監査等委員会6回の全てに出席し、議案審議等 に必要な発言を適宜行っております。				
取 締 役 (監査等委員)	小 粥	純子	小粥純子氏には、当社の指名報酬委員会の委員に就任いただいております。公認会計士・税理士としての財務および会計に関する知見と豊富な経験を基に、当社の経営に対して独立した立場から有益なご意見、ご助言をいただいております。				

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

60百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等 を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意 を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

60百万円

なお、当社の重要な子会社のうち、NISSIN INTERNATIONAL TRANSPORT U.S.A., INC.、NISSIN TRANSPORT GmbH他5社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査(会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る。)を受けております。

- (注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者も含んでおります。
 - 2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推 進策を定めた企業行動憲章およびコンプライアンス関連諸規則を遵守するとともに、研 修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の 実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コ ンプライアンス経営をより一層強化する。

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。また、これらの勢力および団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

監査室は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長および取締役会ならびに監査等委員会に報告する。

また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備および運用の有効性を評価し状況を把握する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程および取締役会規程等の 関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境および品質に係るリスクなどの経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社的観点より洗い出し適切な対応を図るため、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を行う。

自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全、および会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌および責任権限規程を定める。また、組織および組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織および組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策および効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的に取締役会へ報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ 会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

⑤ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社は、子会社に業務執行、財務状況その他重要な情報について関係会社管理規 程および日新グループ会計方針に基づき、当社への事前協議や報告を義務づけてい る。
 - 口)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社は、子会社のリスクについて年度毎にリスク報告書の提出を求め、リスクマネジメント規則に基づきリスク管理体制を構築しリスクの管理を行うとともに、関係会社管理規程に基づく協議・報告や「コンプライアンス・マニュアル」により情報の共有化を図る。また、緊急事態発生時の子会社との連携・対処について危機管理規程により定める。
 - ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、子会社の効率的な業務執行のため関係会社管理規程にて責任権限を定め るとともに、年度予算等承認された事業計画の執行状況を定期的に取締役会に報告 する。
 - 二)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制

当社は、子会社に企業行動憲章の周知や「コンプライアンス・マニュアル」の整備を求め啓蒙を図る。また、子会社内部監査を実施し、結果を子会社に通知するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査部門として監査室を置き、当室の所属員は監査等委員会の職務の補助を兼務する。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室所属の使用人の任命、異動等の取扱いについては監査等委員会と事前に協議の うえ決定する。

⑧ ⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室所属の使用人の職務は、組織および組織単位の業務分掌を定める規程に定め、 監査等委員会の指示に従う体制を確保する。

- ⑨ 監査等委員会への報告に関する体制
 - イ) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役および使用人は、監査等委員会より事業に係る報告を求められた場合はすみやかに報告を行うものとする。また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。

社内および社外に設置しているヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報 または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は内部監査についての情報を定期的に監査等委員会に報告する。

口)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当 社の監査等委員会に報告をするための体制

社内および社外に設置している関係会社ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。監査室は子会社内部監査についての結果を監査等委員会に報告する。

⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社を含め取締役、監査役および使用人がヘルプデスクへの通報または相談を理由に不利益な取扱いを受けない旨を内部通報取扱規則等に規定している。

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該費用が監査等委員の職務の執行 に必要でないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担するものとする。

② 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が会計監査人より定期的に監査の状況報告を受けるとともに、 監査室と緊密な連携を保ち内部監査についての情報を活用した監査が実効的に行われる 体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 当社の取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を十分に議論のうえ決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。

また、コンプライアンス委員会を適宜開催し、当社および当社グループの法令遵守推進と、違反の未然防止に努めております。

② 内部監査につきましては、他の部門から独立した当社の監査室が、監査計画に基づき、当社および当社グループの内部監査を実施しております。

監査結果は、取締役会および監査等委員会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されております。

- ③ 財務報告に係る内部統制の有効性を評価するため、内部統制評価委員会を設け、実施計画を策定し、計画に基づき当社および当社グループの内部統制評価を行っております。
- ④ リスクマネジメントの目的、体制を定めたリスクマネジメント規則および危機発生時の対応を定めた危機管理規程を整備するとともに、年度毎に当社および当社グループのリスクを洗い出し、対応を図るため、重要リスク管理表を作成しリスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書の閲覧等を通 じ、取締役および使用人から事業に係る報告を受け、意思決定や業務執行の監査・監督 を行っております。

監査等委員会は、その職務を補助する使用人を内部監査部門に擁するほか、内部監査 部門および会計監査人と定期的に情報交換等を行っており、監査の実効性の確保に努め ております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の経営環境の変化や事業展開などを見据え、業績、財務状況、配当性向の水準などを総合的に勘案し、安定的配当の継続を基本に、株主に対する利益還元の充実に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の確立に向け、中長期的見地に立ったグローバルな 事業展開をはじめ、物流施設やIT関連の整備・拡充および財務体質の強化のために活用してま いります。

なお、当社は2006年6月29日開催の定時株主総会において、取締役会決議により剰余金の 配当等を行う旨の定款変更を決議しております。

第113期期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきました。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金32円 総額 634,444,512円 なお、中間配当金として28円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり60円となります。

③ **剰余金の配当が効力を生じる日** 2022年6月8日

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在) (単位:百万円) 科 目 金 額 冝 金 科 額 自 部 部 産 **ത** 債 **ത** 資 流 動 産 流 動 負 債 現 金 Ω, 余 19,834 支払手形及び買掛金 及 預 14,973 1年内償還予定の社債 1.000 受取手形及び売掛 35,021 短 期 借 入 金 7.398 及び貯蔵 138 材料 IJ ス 倩 2,208 7,307 そ \bigcirc 他 未 法 人 税 等 2,069 引 当 △91 31 貸 倒 金 与 金 2.578 与 引 流 合 員賞 金 68 動 箵 産 計 62,209 \bigcirc 他 8.518 固 定 資 産 流 動 負 債 合 計 38.815 古 定 資 産 定 債 固 負 26,329 及 び 構 建 借 期 21,592 長 入 金 械装置及び運搬 3,979 IJ ス 債 務 3,201 具 長 未 期 払 金 58 25,569 土 地 延 税 金 負 債 1,769 737 そ \mathcal{O} 他 職給付に係る負債 3.252 56,616 有 形 固定資 産 計 そ \mathcal{O} 他 1,801 形 定 計 資 定 31,676 無 古 産 負 債 負 債 合 計 70.491 500 借 地 権 純 資 産 の 部 795 そ \mathcal{O} 他 È 箵 本 1,296 固定資産合 資 本 金 6,097 そ の 他 の 資 産 資 本 剰 余 金 4,707 18,088 利 余 金 54.328 証 投 有 侕 券 :注 株 △1.284 394 期 貸 付 余 長 計 63.848 箵 1,563 退職給付に係 る資 産 その他の包括利益累計額 金 462 繰 延 稅 資 その他有価証券評価差額金 5.673 為替換算調整勘 1,496 4,407 そ \bigcirc 他 退職給付に係る調整累計額 576 当 △140 引 貸 倒 余 その他の包括利益累計額合計 7.746 24,776 投資その他の資産合計 非 支 配 株 2,812 持 82,688 計 固 定 資 産 純 資 産 合 計 74,406

純

債

資 産 144.898

144.898

計

資

産

(単位:百万円)

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

科目	金	額
- 売 上 高		192,699
売 上 原 価		170,590
売 上 総 利 益		22,108
販売費及び一般管理費		13,009
営 業 利 益		9,098
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	458	
持分法による投資利益	511	
助 成 金 収 入	240	
そ の 他	391	1,672
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	410	
為	205	
その他	294	911
経 常 利 益		9,859
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	436	
補 助 金 収 入	90	
固定資産売却益	66	593
特 別 損 失		
固定資産除却損	401	
減 損 損 失	292	
特別退職金	291	
投資有価証券評価損	73	4 2-2
固定資産売却損	13	1,072
税金等調整前当期純利益		9,380
法人税、住民税及び事業税	3,011	
法 人 税 等 調 整 額	△197	2,813
当期 純 利 益		6,567
非支配株主に帰属する当期純利益		201
親会社株主に帰属する当期純利益		6,365

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	6,097	4,736	49,208	△1,512	58,529	
会計方針の変更による 累積的影響額			△136		△136	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,097	4,736	49,072	△1,512	58,393	
当期変動額						
剰余金の配当			△1,109		△1,109	
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,365		6,365	
自己株式の取得				△0	△0	
自己株式の処分		△0		229	228	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△29			△29	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	△29	5,256	228	5,454	
当期末残高	6,097	4,707	54,328	△1,284	63,848	

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	5,081	_	△173	△108	4,799	2,518	65,848
会計方針の変更による 累積的影響額							△136
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,081	_	△173	△108	4,799	2,518	65,711
当期変動額							
剰余金の配当							△1,109
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,365
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							228
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	591		1,670	684	2,946	293	3,239
当期変動額合計	591	_	1,670	684	2,946	293	8,694
当期末残高	5,673	_	1,496	576	7,746	2,812	74,406

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の	部	負 債 の	部
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	5,290	黄 掛 金	10,622
受 取 手 形	398	1年内償還予定の社債	1,000
カーカー カーカー 金	21,089	短期借入金	4,400
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21	1年内返済予定の長期借入金	2,052
前払費用	1.162	関係会社短期借入金	4,234
短期貸付金	1,102	リース債務	50
関係会社短期貸付金	2,016	リース 債 務 未 払 費 用	147
		未 払 費 用	867
	1,376	未 払 法 人 税 等	1,145
その他	618	預り金	106
貸 倒 引 当 金 流 動 資 産 合 計	△237	関税運賃等預り金	2.624
	31,748	賞 与 引 当 金	1,514
固 定 資 産			68
有 形 固 定 資 産		第	26
建物	14,681	流動負債合計	28,860
	1,028		20,000
機械及び装置	1,680		21,641
車 両 運 搬 具	174	長期借入金 リース債務	112
工具、器具及び備品	194		34
土土地	17,533		933
建設仮勘定	39	繰延税金負債 退職給付引当金	2.839
有 形 固 定 資 産 合 計	35,332	退職給付引当金	
	35,332	資産	308
無形固定資産	407	長期預り金 固定負債合計	707
借地址	497		26,578
リ フ ト ウ エ ア	601	負債 合計 純資産の	55,439 部
電話加入権	57		마
そ 他	5		6.007
無形固定資産合計	1,162	資本剰余金	6,097
投資その他の資産			4,366
投 資 有 価 証 券	13,249	資 本 準 備 金 その他資本剰余金	
┃ 関係会社株式	8,871	その他資本剰余金 6 計	175
出資金	3	資本剰余金合計 利益剰余金	4,542
関係会社出資金	1,577		1 5 2 4
長期貸付金	269		1,524
関係会社長期貸付金	2,228		1 420
破 産 更 生 債 権 等	108		1,438
長期前払費用	112	別途積立金	15,500
前払年金費用	1,810	操越利益剰余金	10,123
敷金	1.028	利益剰余金合計 自 己 株 式	28,586
	1,455	自己株式	△1,242
E C R iii iii iii iii iii ii ii ii ii ii ii	1,455	株主資本合計	37,983
		評価・換算差額等	E 20.4
貸 倒 引 当 金	△336	その他有価証券評価差額金	5,384
投資その他の資産合計	30,563	評価・換算差額等合計	5,384
固定資産合計	67,059	純 資産合計	43,368
資産合計	98,807	負債純資産合計	98,807

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位:百万円)

	(日 ZUZ I 午 4 万 I L		(手位・ロ/バ)/
科		金	額
売 上	高		112,350
売 上	原 価		101,362
売 上 総	利 益		10,988
販売費及び一	般管理費		6,753
営業	利 益		4,234
営 業 外	収益		
受 取	利息	30	
受 取 配	当金	1,108	
受 取 賃	貸料	52	
そ の	他	183	1,375
営 業 外	費用		
支 払	利 息	261	
社	利 息	15	
為替	差損	140	
そ の	他	45	463
経常	利 益		5,146
特別	利 益		
投 資 有 価 証	券 売 却 益	433	
補 助 金	収 入	90	
固 定 資 産	売 却 益	3	527
特別	損 失		
関係会社株	式 評 価 損	822	
固定資産	除却損	378	
•	金繰入額	376	
固定資産	売 却 損	5	1,583
1	期 純 利 益		4,091
法人税、住民税		1,561	
法人税等	調整額	△141	1,420
当 期 純	利 益		2,670

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主 資	本			
		資本剰余金				利益剰余金		
	資本金	資本金 資本 その他 資本	利益	その他利益剰余金				
	×1.11	準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	
当期首残高	6,097	4,366	176	4,542	1,524	1,474	15,500	
会計方針の変更による 累積的影響額								
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,097	4,366	176	4,542	1,524	1,474	15,500	
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の積立						63		
固定資産圧縮積立金の取崩						△99		
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	△0	△0	_	△35	_	
当期末残高	6,097	4,366	175	4,542	1,524	1,438	15,500	

	株主資本			評価・換算差額等			
	利益剰余金						
	その他 利益剰余金 繰越利益	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
	剰余金	合計					
当期首残高	8,603	27,102	△1,471	36,271	4,850	4,850	41,121
会計方針の変更による 累積的影響額	△75	△75		△75			△75
会計方針の変更を反映した 当期首残高	8,527	27,026	△1,471	36,195	4,850	4,850	41,045
当期変動額							
剰余金の配当	△1,109	△1,109		△1,109			△1,109
当期純利益	2,670	2,670		2,670			2,670
固定資産圧縮積立金の積立	△63	_		_			_
固定資産圧縮積立金の取崩	99	_		_			_
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の処分			229	228			228
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					534	534	534
当期変動額合計	1,596	1,560	228	1,788	534	534	2,322
当期末残高	10,123	28,586	△1,242	37,983	5,384	5,384	43,368

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 日 新取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本哲也 業務執行社員 公認会計士 山本哲也 指定有限責任社員 公認会計士 康 恩 実業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日新の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日新及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 日 新取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本哲也 業務執行社員 公認会計士 山本哲也 指定有限責任社員 公認会計士 康 恩 実業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日新の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な 不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

当監査等委員会は、2021年 4月 1日から2022年 3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から 「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項) を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項 は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 日 新 監査等委員会 監査等委員 藤 根 剛 ⑩ 監査等委員 増 田 文 彦 ⑩ 監査等委員 小 粥 純 子 ፡ ፡

(注) 監査等委員 藤根 剛、増田文彦及び小粥純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主通信(ご参考)

「えるぼし」認定最高位(三つ星)及び「くるみん」認定取得

当社は、本年1月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく取り組みの優良企業として、厚生労働大臣より「えるぼし」認定の最高位である三つ星を取得しました。

また、本年2月には「次世代育成支援対 策推進法」に基づく取り組みの優良企業とし て、厚生労働大臣より「くるみん」認定を 取得しました。

今後も、行動計画の目標達成に向け取り 組むとともに、従業員のワークライフバランスを保ち、全ての従業員がその能力を充分 に発揮できる職場環境の整備に努めてまいり ます。



海洋冒険家 堀江謙一様 太平洋横断のヨット輸送を手配

当社は、本年1月から3月にかけて、海洋冒険家の堀江謙一様(以下、堀江様)が単独不寄港太平洋横断プロジェクトにて使用されるヨット(サントリーマーメイド III 号)の輸送手配を行いました。

堀江様は 1962 年に単独で兵庫県西宮からサンフランシスコに単独不寄港の横断に成功されており、今回はその逆のルートとなるサンフランシスコから兵庫県西宮を目指しての航海となります。サンフランシスコを2022年3月26日に出発し、約80日間での横断を予定されています。

当社は、グローバル・ロジスティクス・ プロバイダーとして今回の堀江様の挑戦を 全力でサポートしてまいります。



株主総会会場ご案内図



産業貿易センタービル 9階 横浜シンポジア 横 浜 市 中 区 山 下 町 2 番 地 電話 横浜 (045)671-7151

- ■日本大通り駅(みなとみらい線) 3番出口徒歩5分
- ■横浜駅 (JR、市営地下鉄、東急東横線、みなとみらい線、京浜急行線、相鉄線) 市営バス:8/58系統 約15分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分

みなとみらい線:日本大通り駅まで6分 下車徒歩5分

- ■桜木町駅(JR、市営地下鉄)
- ・市営バス:8/20/58系統 約10分 芸術劇場・NHK前下車徒歩3分
- ・市営バス:26系統 約10分 大さん橋入口下車徒歩1分
- ■関内駅 (JR、市営地下鉄) 徒歩15分 タクシー5分
- ■石川町駅 (JR) 徒歩15分 タクシー5分

